

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

告 示

- 形質変更時要届出区域の指定 (環境対策課) 一
- 道路の区域変更(二件) (道路課) 一
- 道路の供用開始(二件) (同) 二
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (防災砂防課) 二
- 土砂災害警戒区域の指定 (同) 四
- 公 告
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課) 四
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の変更 (同) 五
- 県営土地改良事業計画の変更 (農村振興課) 五
- 企 業 局
- 企業局処務規程の一部を改正する管理規程 五
- 雑 報
- 公立大学法人宮城大学平成二十六年年度財務諸表の公告 六
- 宮城県告示第九百七号
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。
平成二十七年九月二十九日

一 形質変更時要届出区域

塩竈市港町一丁目七十七番、七十八番一

二 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

三 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第四項第九号から第十一号までの該当性

土壌汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する。

○宮城県告示第九百八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月二十九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十七年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 相馬大内線

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変 更 の 後		敷 地 の 幅 員 (メートル)		敷 地 の 延 長 (メートル)	
前	後	前	後	前	後	前	後
伊具郡丸森町大内字青葉南二番一地先から 同郡同町大内字青葉南一八番一地先まで	伊具郡丸森町大内字青葉南二番一地先から 同郡同町大内字青葉南一八番一地先まで	三・七	三・八	三・七	三・八	四〇・八	四〇・八
伊具郡丸森町大内字青葉上一番一地先から 同郡同町大内字青葉上一七番二地先まで	伊具郡丸森町大内字青葉上一番一地先から 同郡同町大内字青葉上一七番二地先まで	四・二	四・八	四・二	四・八	一一〇・六	一一〇・六
伊具郡丸森町大内字青葉上一七番二地先から 同郡同町大内字青葉上一八番二地先まで	伊具郡丸森町大内字青葉上一七番二地先から 同郡同町大内字青葉上一八番二地先まで	五・六	五・八	五・六	五・八	五二・三	五二・三
伊具郡丸森町大内字青葉上一八番二地先から 同郡同町大内字青葉上一九番二地先まで	伊具郡丸森町大内字青葉上一八番二地先から 同郡同町大内字青葉上一九番二地先まで	六・三	六・五	六・三	六・五	五二・三	五二・三